

## 公立大学法人宮城大学「学長の選考及び解任等に関する規程」検討資料

大 学 案	修 正 案 専 門 部 会 検 討 結 果	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款（以下「定款」という。）第10条第3項から第5項まで及び定款第12条第1項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の組織、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の理事長である宮城大学（以下「大学」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考、任期及び解任手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学長選考会議の設置及び審議事項)</p> <p>第2条 定款第10条第3項の規定に基づく学長選考会議を設置し、学長の選考を行うほか、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学長の選考に関する規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(2) 学長の解任に関する規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(3) 学長の解任についての宮城県知事への申し出に関する事項</p> <p>(4) 学長の任期に関する事項</p> <p>(5) その他学長選考会議に関し必要な事項</p> <p>(学長選考会議の組織)</p> <p>第3条 学長選考会議の委員（以下「委員」という。）は、定款第10条第4項及び第5項の規定に基づき、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 公立大学法人宮城大学経営審議会規程第3条第8号の規定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款（以下「定款」という。）第10条第3項、<u>第12条第1項及び第13条第4項の規定に基づき、</u> _____ _____公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の理事長である宮城大学（以下「大学」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考及び解任の<u>手続並びに任期</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	

大 学 案	修 正 案 専門部会検討結果	備 考
<p>に基づき経営審議会において選出された者 3人  (2) 公立大学法人宮城大学教育研究審議会規程第3条第10号の規定に基づき教育研究審議会において選出された者 3人  2 前項第1号の者には、公立大学法人宮城大学の役員又は職員以外の者2人以上が含まなければならない。</p> <p>(委員の任期)  第4条 前条の委員の任期は、それぞれ経営審議会委員又は教育研究審議会委員としての任期と同一とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(学長選考の理由及び時期)  第5条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。  (1) 学長の任期が満了するとき。  (2) 学長が辞任を申し出たとき。  (3) 学長が欠員となったとき。  (4) 学長が解任されたとき。  2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、任期が満了する日の3か月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にあっては、速やかに行わなければならない。</p> <p>(学長候補者の資格)  第6条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。</p>	<p>削除</p> <p>(学長選考の事由及び時期)  第2条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。  (1) 学長の任期が満了するとき。  (2) 学長が辞任を申し出たとき。  (3) 学長が欠員となったとき。  (4) 学長が解任されたとき。  2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、任期が満了する日の3か月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にあっては、速やかに行わなければならない。</p> <p>(学長候補者の資格)  第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。</p>	

大 学 案	修 正 案 専門部会検討結果	備 考
<p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第7条 第5条第2項の規定により学長候補者の選考が開始されたときには、学長選考会議は、経営審議会及び教育研究審議会に対して学長候補者の推薦を求めるものとする。</p> <p>2 前項の推薦の求めに基づき、経営審議会及び教育研究審議会は、各2人以内の学長候補者を順位を付さずに学長選考会議に対して書面にて推薦するものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、学長選考会議は、大学の助教以上の専任教員 10人以上の連名により書面で推薦された者を、前項の学長候補者に加えて、学長候補者とすることができる。この場合、推薦を行う者は、学長候補者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを学長候補者として推薦できないものとする。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第8条 学長選考会議は、前条の学長候補者に対して学長就任の意思、学長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行い、学長の選考を行うものとする。</p>	<p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第4条 第2条第2項の規定により学長_____の選考が開始されたときには、学長選考会議は、経営審議会及び教育研究審議会に対して学長候補者の推薦を求めるものとする。</p> <p>2 前項の推薦の求めに基づき、経営審議会及び教育研究審議会は、各2人以内の学長候補者を順位を付さずに学長選考会議に対して書面にて推薦するものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、学長選考会議は、<u>大学の助教以上の専任教員及び課長以上の職員10人以上の連名</u>により書面で推薦された者を、前項の学長候補者に加えて、学長候補者とすることができる。この場合、推薦を行う者は、学長候補者1人に限り推薦_____できるものとし、自らを学長候補者として推薦できないものとする。</p> <p>専門部会検討結果 修正なし。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第5条 学長選考会議は、前条の学長候補者に対して学長就任の意思、学長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行い、学長の選考を行うものとする。</p>	<p>前回の推進会議での議論候補者の推薦と解任請求について、資格者を合わせた方がよい。人数的要件について議論の余地がある。</p>

大 学 案	修 正 案 専 門 部 会 検 討 結 果	備 考
<p>(選考結果の報告)</p> <p>第9条 学長選考会議は、選考の結果が得られたときは、速やかにその結果を理事長に報告するものとする。</p> <p>2 理事長は、これを知事に申し出るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第10条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は2年とし、再任の回数は2回を限度とする。</p> <p>(解任の審議)</p> <p>第11条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には学長の解任について審議を行わなければならない。</p> <p>(1) 学長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 学長に職務上の義務違反があるとき。</p> <p>(3) 学長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき。</p> <p>2 学長選考会議は、経営審議会若しくは教育研究審議会から、又は連名により助教以上の専任教員の2分の1以上の者から、学長を解任すべき事由を付した解任請求書が提出されたときは、これについて審議しなければならない。</p>	<p>(選考結果の報告)</p> <p>第6条 学長選考会議は、<u>学長の選考を決したときは</u>、速やかに理事長に報告するものとする。</p> <p>2 理事長は、これを知事に申し出るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、<u>引き続き6年を超えて在任することはできない。</u></p> <p>(解任の審議)</p> <p>第8条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には学長の解任について審議を行わなければならない。</p> <p>(1) 学長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 学長に職務上の義務違反があるとき。</p> <p>(3) 学長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき。</p> <p>2 学長選考会議は、経営審議会若しくは教育研究審議会から、又はその連名により常勤の教職員の2分の1以上の者から、<u>学長が前項各号に該当する旨を付した解任請求書が提出されたときは</u>、これについて審議しなければならない。</p> <p>専門部会検討結果 請求資格者 修正なし。</p>	<p>前回の推進会議での議論候補者の推薦と解任請求について、資格者を合わせた方がよい。人数的要件について議論の余地がある。解任請求の事由は、解任要件に限定せず、請求の幅を広げた方がよい。</p>

大 学 案	修 正 案 専 門 部 会 検 討 結 果	備 考
	<p>解任請求の事由            大学案と事務局案を併記し、推進会議に提案することになった。</p> <p>大学案            2 学長選考会議は、経営審議会若しくは教育研究審議会から、又は連名により助教以上の全専任教員の2分の1以上の者から、<u>学長を解任すべき事由を付した解任請求書</u>が提出されたときは、これについて審議しなければならない。</p> <p>事務局案            第8条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には学長の解任について審議を行わなければならない。            (1) 学長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。            (2) 学長に職務上の義務違反があるとき。            (3) 学長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でないときと認められるとき。            (4) <u>法人の社会的な信用を失墜させる行為等、学長たるに適しない重大な非行があったと認められるとき。</u></p> <p>2 学長選考会議は、経営審議会若しくは教育研究審議会から、又はその連名により常勤の教職員の2分の1以上の者から、<u>学長が前項各号に該当する旨を付した解任請求書</u>が提出されたときは、これについて審議しなければならない。</p>	<p>専門部会での議論</p> <p>大学案の検討ポイント            ・例えば、学長に対する不満が相当数ある場合にも対応すべきであることから、請求の間口を広げる。            事務局案の検討ポイント            ・解任要件に関係しない学長に対する不平、不満等は、解任請求事由として認めるべきではない。            ・解任要件は、地方独立行政法人法 § 17 に規定する事由（以下「法定解任事由」）に限定されている。（定款 § 13 も同様に規定）            ・したがって、仮に「解任請求事由」を「法定解任事由」よりも広く認めたとしても、法定解任事由に該当しない限り学長を解任することはできない。            ・新たに(4)を加えた理由は、</p>

大 学 案	修 正 案 専門部会検討結果	備 考
<p>( 弁明の機会の付与 )</p> <p>第 1 2 条 学長選考会議は、前条の審議にあたり、学長に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>( 解任の申し出 )</p> <p>第 1 3 条 学長選考会議は、学長の解任を決したときは、理事長に報告するとともに、知事に申し出なければならない。</p> <p>( 規程の改廃 )</p> <p>第 1 4 条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経て、理事会が行う。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>( 弁明の機会の付与 )</p> <p>第 9 条 学長選考会議は、前条の審議に<u>当たり</u>、学長に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>( 解任の<u>申出</u> )</p> <p>第 1 0 条 学長選考会議は、学長の解任を決したときは、<u>速やかに</u>理事長に報告するとともに、知事に申し出なければならない。</p> <p>( 規程の改廃 )</p> <p>第 1 1 条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を<u>経なければなら</u> <u>ない</u>。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>法定解任事由の「その他役員たるに適しないと認めるとき」(法§17 後段)を加える趣旨であり、例示を入れたより具体的な表現としたもの。</p>